

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 DEC (Vol.103)

## CONTENTS

|   |    |
|---|----|
| 海外拠点ニュース ベトナムにおける日系飲食店事情 .....  | 2  |
| 株式会社中国銀行 国際部 ベトナムトレーニー  |    |
| 新興国ニュース 第103回 海外最新ビジネス情報 .....  | 4  |
| 株式会社東京コンサルティングファーム  |    |
| マレーシア：2026年度予算案 続き .....  | 10 |
| Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)<br>日本国公認会計士 加藤 芳之氏 |    |
| 日本人駐在員必見：インドネシアで知るべき個人所得税のポイント（給与・賃貸・株式） .....  | 12 |
| PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏  |    |
| タイ会計税務関連最新情報アップデート .....  | 15 |
| Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)                         |    |
| 香港のデジタル競争力 .....  | 18 |
| 香港マイツビジネスコンサルティング   |    |
| 増値税繰越税額の還付政策が一段と改善 .....  | 20 |
| ～製造業ほかでは月次還付申請が可能となるなど、キャッシュフローの改善に寄与する可能性あり～   |    |
| 株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏  |    |
| ベトナムのいまとみらい <第20回> ハノイ駐在者が語る！～移動を制する配車アプリ徹底活用術～ .....                                 | 24 |
| Nippon MIRAI Company Limited 税理士 金森 寿香氏   |    |



株式会社 中国銀行  
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20  
TEL:086-234-6539  
香港支店  
シンガポール支店  
ニューヨーク駐在員事務所  
上海駐在員事務所  
バンコク駐在員事務所

cbk\_hkbr@fr-chugin.jp  
cbk\_sgrep@fr-chugin.jp  
cbk\_ny@fr-chugin.jp  
cbk\_sh@fr-chugin.jp  
cbk\_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。  
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 海外拠点ニュース

### ベトナムにおける日系飲食店事情

株式会社中国銀行 国際部

ベトナムトレーニー 小野 佑希也

近年、ベトナムは東南アジアの中でも急速な経済成長を遂げ、外食産業が活況を呈しています。特に日本食は「健康的」や「高品質」というイメージから、ベトナム人消費者の間で人気が高まっています。

そこで今回は、ベトナムにおける日系飲食店事情についてご紹介します。

#### 1. ベトナム市場の概要

ベトナムの人口は約 1 億人です。首都ハノイには約 870 万人、経済の中心都市ホーチミンには約 1,400 万人が暮らしています。ホーチミンは以前は約 950 万人が住むベトナム最大の都市でしたが、今年 7 月に周辺の省と合併したことで、人口がさらに増加しました。

ベトナム経済は実質 GDP 成長率で、2024 年には 7.09%、2025 年第 3 四半期には 8.23%と、急速な成長を続けています。そのような状況下で、外食産業も GDP 成長率と同程度の成長率で推移しており、ハノイやホーチミン等の大都市（≒在留邦人が多い地域）を中心に、日本食レストランの店舗数は大幅に増加しています。日本貿易振興機構（JETRO）によると、2023 年 6 月時点でベトナムにある日本食レストランは約 2,570 店、そのうちホーチミン市が全体の 47.5%を占めています。

※各指標の出所:外務省、ベトナム統計年鑑 2024、ホーチミン市保健局、ベトナム統計局

#### 2. 日系大手飲食チェーン店の進出状況

ベトナムでは 2010 年代より日系大手飲食チェーンの進出が始まっています。

主な日系飲食チェーンの都市別店舗数

| ブランド    | 初出店   | 店舗数 | 店舗数   |     |     |
|---------|-------|-----|-------|-----|-----|
|         |       |     | ホーチミン | ハノイ | その他 |
| ペッパーランチ | 2012年 | 12  | 8     | 4   |     |
| 丸亀製麺    | 2014年 | 18  | 11    | 5   | 2   |
| 牛角      | 2014年 | 2   | 1     | 1   |     |
| すき家     | 2016年 | 24  | 23    |     | 1   |
| 一風堂     | 2017年 | 4   | 3     | 1   |     |
| CoCo老番屋 | 2018年 | 4   | 4     |     |     |
| 8番らーめん  | 2019年 | 3   | 3     |     |     |
| 吉野家     | 2020年 | 2   | 2     |     |     |
| 松屋      | 2024年 | 4   | 4     |     |     |

筆者調べ（2025年10月31日現在）

日系飲食チェーンはホーチミンに集中しており、多くの場合ホーチミンに初出店した後、ハノイや他地域へ店舗展開しています。日系大手小売・サービス業においても同様の傾向がみられます。

ホーチミンから事業をスタートする主な理由として、地域によるベトナム人の性格の違いが挙げられます。ベトナムは南北に長い国であり、一般的に、南部のホーチミン市民は楽観的で流行に敏感とされています。一方で北部のハノイ市民は、保守的で内向的、真面目で慎重とされています。これまで日系飲食チェーンがホーチミンへ出店するケースが多いのは、ホーチミンの方がより新しいものを受け入れる土壌があるとされてきたからだと考えられます。

上記のような従来のトレンドがあった中、直近では変化が見られます。つけ麺・ラーメン人気店である「中華蕎麦とみ田」が今年 9 月ハノイに初出店し、焼き鳥チェーンの「鳥貴族」も今後出店を予定しています。ハノイで初出店を行う背景には、ホーチミンで日本食レストランの競争が激化していることに加え、ハノイはまだ市場が成長段階で競合が少なく、新規参入の余地が大きいことなどが考えられます。

筆者が住んでいるホーチミンでは、日系飲食店が閉店すると、すぐに別の店がオープンするなど、競争の激しさを実感しています。



↑日系飲食店が集まるビル



↑レタントン通り（日本人街）沿いにある牛角  
※各店舗の写真は全て筆者撮影。

### 3. フードデリバリーでの日本食体験

ベトナムでも新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、日本と同様に急速にフードデリバリーの需要が拡大・定着し、Grab Food や Shopee Food、Capichi といったフードデリバリーアプリを利用する人が増えています。

多くの日系飲食店もフードデリバリーアプリ業者と連携しており、店舗売上以外の重要な収益源となっています。

筆者が勤務するオフィスのベトナム人スタッフに話を聞いたところ、休日などにフードデリバリーを利用し、家族で日本食を楽しんでいるとのことでした。配送料も高額ではなく（2km で 90 円前後）、日本のフードデリバリーサービスと比較して利用しやすい料金設定であり、筆者含め、日本人駐在者の多くが利用しています。

### 4. おわりに

今回はベトナムの日系飲食店事情についてご紹介しました。

ベトナムにおいて日本食は着実に広がりを見せており、料理のクオリティも非常に高まっています。ご来越の際には是非ベトナム料理だけでなく、現地の日本食レストランにも足を運んでみられてはいかがでしょうか。

今後も現地からリアルな情報をお届けすることで、ベトナムへご関心をもっていただくきっかけとなれば幸いです。

駐在員として引き続き進出検討中・既進出のお客様をサポートをさせていただきます。ベトナムに関して、何かお困りの際にはお気軽にご相談ください。

BIDV FDI 部ジャパンデスクホーチミン

所在地：7th Floor, 24 Le Thanh Ton Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

TEL：(+84) 28-3835-1780

FAX：(+84) 28-3830-7445

## 新興国ニュース

### 第 103 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はベトナム、カンボジア、タイの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

## ～ベトナム～

### ■ベトナム国会、民間経済発展を加速する歴史的決議「198/2025/QH15」について

2025年5月17日、ベトナム国会は、国内の民間経済部門の発展を強力に促進するため、広範な特別メカニズムと政策を導入する「決議 No. 198/2025/QH15」（以下、「本決議」）を採択し、同日発効させました。

本決議は、民間経済発展に関する政治局決議（68-NQ/TW 号）を完全に制度化することを目的としており、企業、家計事業、個人事業者、その他関連する組織・個人に適用されます。

本決議の最大の特徴は、その優先的な法的地位にあります。他の法律や国会決議と同一事項について異なる規定がある場合、本決議の規定が優先されます。ただし、他の法令が本決議よりも有利なインセンティブを規定している場合は、その有利な規定が適用されると定められており、民間部門にとって最も有利な条件が保証される枠組みとなっています。

2026年の1月より効力を発する事業許可税（license fees）の徴収および納付が停止など、企業活動に大きく影響される事項も多い決議となります。

以下に、本決議で定められた主要な政策の概要を解説します。

#### 1. 事業環境の抜本的改革と行政負担の軽減

本決議は、企業活動の透明性を高め、行政手続きの煩雑さを解消するため、検査・監査制度に抜本的な改革を導入します。

検査・監査の厳格な制限 長年の課題であった重複検査や過度な行政介入を排除するため、以下の原則が定められました。

・**回数**の制限: 各企業、家計事業、個人事業者に対する検査の回数は、明確な違反の兆候がある場合を除き、年1回を超えてはなりません。監査についても同様に年1回までと制限されます。

・**重複**の禁止: 同一の国家管理内容について、同一年度内に（検査と監査の）両方を実施することは禁じられます。

・**透明性の確保**: 検査・監査の計画および結論は、法令に従い公表することが義務付けられます。

・**違反行為の厳罰化**: 検査・監査権限を濫用し、企業活動に嫌がらせや困難を生じさせる行為は厳格に処分されます。

デジタル化と事後検査への移行 行政の効率化と企業の負担軽減のため、デジタル技術の活用が推進されます。

・**デジタル変革の推進**: 検査・監査プロセスにおけるデジタル変革が強化されます。

・**リモート検査の優先**: 電子データに基づく遠隔（リモート）検査が優先され、実地（オンサイト）

検査は削減されます。

・**実地検査の免除:** 法令の規定を完全に遵守している企業は、実地検査の対象外となります。

・**事後検査へのシフト:** 行政の役割は、従来の「事前審査 (ex-ante)」中心から、「事後検査 (ex-post)」による監督へと明確に移行します。

倒産手続きの迅速化 市場からの円滑な退出と再挑戦を可能にするため、倒産手続きが簡素化されます。特に、簡素化された倒産手続きが適用される場合、通常の手続きと比較して、時間と手続きが最低 30%削減・簡素化されることが保証されます。

---

## 2. 税制優遇と財政支援による直接的インセンティブ

本決議は、特に中小企業 (SME) とイノベーション分野に対し、ベトナム史上最も手厚いと見られる税制優遇措置を導入します。

### 中小企業 (SME) およびスタートアップへの税制優遇

・**新設 SME への CIT 免除:** 新たに設立された中小企業 (SME) は、最初の企業登録証明書の発行日から 3 年間、法人所得税 (CIT) が免除されます。

・**イノベーション創出型スタートアップへの CIT 優遇:** 「スタートアップ」(知的財産、技術、新ビジネスモデルに基づき設立され、急成長の可能性を持つ企業と定義) は、その革新的なスタートアップ活動から生じる所得に対し、CIT を 2 年間免除、その後 4 年間 50%減税されます。

・**スタートアップ投資家への免税:** スタートアップ企業の株式、出資持分、またはそれらを購入する権利の譲渡によって得られる所得 (キャピタルゲイン) に対し、個人所得税 (PIT) および法人所得税 (CIT) が免除されます。

・**イノベーション人材への PIT 優遇:** スタートアップ、研究開発センター、イノベーションセンター等で働く専門家・科学者が受け取る給与・賃金所得に対し、PIT を 2 年間免除、その後 4 年間 50%減税されます。

### 主要な税・料金の変更

・**みなし税 (定額税) の停止:**2026 年 1 月 1 日より、家計事業および個人事業者に対するみなし税 (定額税) の適用が停止されます。以降は、税務管理法に基づく申告納税方式に移行します。

・**事業許可税 (License Fee) の停止:**2026 年 1 月 1 日より、事業許可税 (license fees) の徴収および納付が停止されます。

### 財政・金融支援

・**グリーン/ESG プロジェクトへの金利補助:** グリーンプロジェクト、循環型プロジェクト、および ESG (環境・社会・ガバナンス) 基準の枠組みを適用するために融資を受ける民間企業、家計事業、個人事業者は、国から年 **2%の金利補助**を受けることができます。

**SME 向け公共調達:** 国家予算による 200 億 VND 以下の物品調達または建設パッケージは、中小企業 (SME) を対象として入札が行われます。

### 3. イノベーションと経営能力強化への戦略的投資

本決議は、企業の競争力強化のため、研究開発（R&D）と人材育成に対する前例のないインセンティブを導入します。

#### 研究開発（R&D）の強力な推進

・**R&D 費用の 200%損金算入:** 企業は、実際に行った研究開発（R&D）費用の 200%を、法人所得税の課税所得算定時に損金算入（控除費用）として計上することが認められます。

・**科学技術基金の拡充:** 企業は、課税所得の最大 20%を、科学技術開発、イノベーション、デジタル変革のための企業内基金として積み立てることが許可されます。

・**デジタル化と経営基盤の支援:** 無料デジタルツールの提供: 国は資金を拠出し、中小企業、零細企業、家計事業、個人事業者に対し、無料のデジタルプラットフォームと共通会計ソフトウェアを提供します。

・**人材育成と無料コンサルティング:** 国家予算により、2030年までに10,000人の経営幹部(Executive Director)を育成するための研修プログラムが実施されます。また、中小・零細企業、家計事業に対し、法務、経営管理、会計、税務、人事に関する無料のコンサルティングサービスが提供されます。

・**サプライチェーン連携:** 大企業が、自社のサプライチェーンに参加する SME に対して訓練・再訓練を行った場合、その費用は CIT 算定上の損金として算入することが認められます。

### 4. 土地アクセスと将来に向けた法整備

土地・生産拠点へのアクセス支援 ハイテク企業、SME、およびスタートアップ企業は、工業団地、工業クラスター、テクノロジーインキュベーターのインフラ事業者から土地を転借する際、契約締結日から最初の 5 年間、土地賃貸料の最低 30%の減額支援を受けることができます。この減額分（支援額）は、政府の規定に従い、国がインフラ事業者に補填します。

政府への明確なロードマップ 本決議は、これらの政策の確実な実行のため、政府に対して以下の明確な期限を設定しています。

**2025 年末までの目標:** 2025 年 12 月 31 日までに、行政手続きの処理時間、法令遵守コスト、および事業条件の数を、それぞれ最低 30%削減することを義務付けます。

**2026 年末までの法整備:** 2026 年 12 月 31 日までに、土地法、計画法、投資法など、民間経済発展に関連する主要な法律の見直し、改正、補完を完了させ、政治局決議 68-NQ/TW 号の精神を完全に制度化することを命じています。

#### まとめ

決議 198/2025/QH15 は、単なる一時的な景気刺激策ではなく、ベトナムの経済構造と事業環境を根本から変革しようとする国家の強い意志を示すものです。特に、新設 SME への 3 年間の法人税免除、R&D 費用の 200%損金算入、スタートアップ投資への広範な免税措置、そして事業許可税やみなし税の停止は、国内外の投資家にとって極めて大きなインセンティブとなります。

企業経営者および投資家の皆様におかれましては、これらの新制度を迅速に把握し、事業戦略に

組み込むことが、今後のベトナムにおける成功の鍵となるでしょう。

## ～カンボジア～

### ■衣料品・靴・旅行用品・バッグ産業における 2026 年向け最低賃金引き上げ

2025 年 9 月 17 日、カンボジア労働職業訓練省 (Ministry of Labour and Vocational Training : MLVT) は、Prakas 214/25 を発出し、衣類・繊維・靴 (Garments, Textiles, Footwear: GTF) および旅行用品・バッグ部門に従事する労働者の 2026 年 1 月 1 日以降の最低賃金を決めました。

#### 1. 新最低賃金水準

通常労働者：月額 210 USD

試用期間中労働者：月額 208 USD

なお、出来高制で働く労働者については、労働量に応じて支払われる賃金が上記水準を上回る場合はその高い金額が適用されます。一方、出来高ベースの賃金が最低賃金に満たない場合には、雇用者は最低賃金相当分まで補填しなければなりません。

#### 2. 既存の手当・賞与制度は維持

今回の改正では、GTF 業界の労働者が従来受けていた以下の手当・賞与等は維持されることが明記されています：

- ・ 通勤・住居手当：月額 7 USD
- ・ 出勤ボーナス：月額 10 USD
- ・ 超過勤務者への食事手当：1 日あたり 0.5 USD (または無償食事 1 回)
- ・ 勤続年数に応じた年功補償 (勤続年) ボーナス：勤続 2 年目～11 年目にかけて月額 2 USD ～11 USD

### 3. 最低賃金設定の背景・仕組み

カンボジアの「最低賃金法」は 2018 年 7 月 6 日に公布されており、同法の下では最低賃金の算定にあたり、社会的要因 (インフレ率、生活費水準等) および経済的要因 (生産性、業界競争力、雇用市場状況、産業収益性など) を考慮する規定があります。

通常、最低賃金水準は年次で見直され、特段の変更がなければ毎年発効日 (または指定日) に改定が実施されます。

今回もその枠組みに沿って、MLVT がプラカスを通じて法令化する形で改定がなされています。

## ～タイ～

### ■タイ シリキット王太后の崩御と影響

タイ王室は、王太后シリキット女王母 (93 歳) が 2025 年 10 月 24 日に崩御されたことを発表しました。

王太后は長年にわたりタイ・シルクや地方振興、文化保護活動に尽力してこられました。

王室・政府は 1 年間の公式喪を宣言し、公共施設では国旗を半旗に掲げるほか、政府・公務員は喪服着用が求められています。

一般市民や外国人訪問者も、少なくとも 90 日間は黒や暗色の控えめな服装が望ましいとされています。



短期的には、娯楽・観光・小売業などで消費が控えめとなる見込みとなり、外資系企業やイベント産業では、催事やセミナーの延期、広告やプロモーションの表現を控えめにする配慮が必要とされています。また、観光業では王室関連施設の一部閉鎖や儀式への影響も予想されています。

#### 【服装・行動の注意点】

- ・ 商談や会議では落ち着いた色のスーツで問題なし。
- ・ 王宮・寺院訪問時は肩を隠す服、長ズボンやスカートを着用。
- ・ 接待・会食やイベントでは華やかな演出を避ける。
- ・ SNS 投稿や広告で王室・喪に関する軽率な表現は厳禁。

企業は、イベントやプロモーション計画の調整、社員・出張者への服装・行動指導、消費マインド低下を見越した市場戦略の見直しが推奨されています。

タイの皇太后崩御に伴い、国内は慎まじやかな喪の雰囲気が続く見通しで、ビジネス活動にも柔軟な対応が求められるため、注意が必要です。

#### 労働許可証の申請・更新手続きオンライン化へ

2025年10月6日付で、タイの官報にて「雇用局オンライン窓口による外国人就労に関する労働許可証の発給申請および就労報告手続き」に関する告示が公布されました。

これにより、これまで紙ベースや窓口訪問が中心だった外国人就労管理手続きが、オンラインでの申請・更新・報告に対応する体制へと移行することとなります。

#### 【主なポイント】

- ・ 労働許可証 (Work Permit) および外国人就労報告 (Foreign Employment Report) など、外国人労働者に関わる主要手続きがオンラインで申請可能に。
- ・ 企業や外国人駐在員にとって煩雑だった申請プロセスを簡略化・迅速化し、タイ国内での雇用管理の効率化を図る狙いがあります。
- ・ オンライン窓口を利用する際には、企業情報、雇用契約、パスポート情報、就労関連書類などを電子データで提出する必要があるため、事前準備が重要です。
- ・ オンライン申請には、専用ウェブサイト上でのアカウント作成が必要となり、アカウント登録時には申請者様ご本人のメールアドレスにて\*\*OTPコード(ワンタイムパスコード)\*\*の受領が必要です。

#### 【今後の企業への影響】

- ・ 外国人を雇用する企業では、手続き期間の短縮が期待される一方で、システム移行期間中の一時的な申請遅延や不具合に注意が必要です。
- ・ すでに紙ベースで申請を行っている場合は、オンライン対応に向けた社内体制(データ管理・電子申請フロー)の整備が求められます。
- ・ 現在、新しいオンラインシステムは開発段階にあり、エラーが多く発生している状況です。この場合は、「オンラインに申告ができない旨」を当局に報告することで、従来どおり労働局窓口での申請提出が許可される暫定措置が取られています。

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

---

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：[f:info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f:info@tokyoconsultinggroup.com)

## マレーシア：2026年度予算案 続き

Kato Business Advisory Managing Director  
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)  
日本国公認会計士 加藤 芳之氏

### <ポイント>

- 研究開発(R&D)成果の事業化に対するインセンティブ
- SSTアップデート

### <法人税および個人所得税の還付>

N子：加藤さん、10月10日に発表された2026年度予算案についてご解説いただく前に、ちょっと還付のことでお聞きしてもいいですか？

加藤：なかなか返ってきませんか？

N子：そうなんです。個人所得税もそうですし、お客さんから法人税還付が遅いという話も聞いてます。

加藤：確かに法人税還付は、最近遅いんですよ。また昔は、当該年度の前払税金と過去の過払分との相殺も結構認められたんですが、最近はこれもなかなか認められなくなってきましたね。

N子：法人税に関する噂ですが、ようやく支払いに応じてくれたものの、過払い残高の1%を毎月還付するという、とんでもない気の長い話をされたようです。

加藤：1%！8年以上かかりますやん！さすがにそれは、うちのお客さんではないですが、待たせ過ぎたのでとりあえず払いますとか言って、還付された額がわずか5%程度というのは最近ありました。

N子：なるほど。個人所得税はどうですか？

加藤：個人所得税でも遅いという噂あります？少なくとも、うちのお客さんに関しては早く、長くても3か月くらいで返ってきてますよ。

### <研究開発(R&D)成果の事業化に対するインセンティブ>

N子：なるほど。では2026年度予算案について、ご解説お願い致します。

加藤：はい。今日はR&Dについて解説致します。R&Dについては色々インセンティブがあるのでややこしいのですが、今日はR&D成果の事業化についてお話ししますね。

N子：はい。

加藤：R&D事業化については、まず2013年度予算で、インセンティブが与えられました。2012年9月29日から2017年12月31日までの5年間、公的研究機関や公的高等教育機関による非資源ベースの研究開発成果を事業化する子会社に投資する企業に対して控除が付与されました。

N子：期間限定パターンですね。

加藤：はい。次に2021年度予算案で再導入され、2020年11月7日から2025年12月31日までの5年間、私立高等教育機関による研究開発成果の商業化にも拡大されました。

N子：公立だけでなく、私立に範囲拡大ですね。

加藤：はい。で、それが2025年に切れるという事で、今回、生産性の向上と国家競争力の強化のため、公的研究機関、公立高等教育機関、私立高等教育機関による非資源ベースの研究開発成果を事業化する子会社に投資する企業に対する控除を5年間延長することが提案されています。

N子：なるほど。

加藤：2026年1月1日から2030年12月31日までにマレーシア投資開発庁(MIDA)が受理した申請について適用されます。

### <SSTアップデート>

加藤：次に、SSTについて、またまた動きがありましたので、皆さんにお知らせします。

N子：宜しくお願い致します。

加藤：7月1日から遡及適用される SERVICE TAX POLICY 7/2025 が、2025年10月24日に発表されました。内容は以下の通りです。

### ＜売上税登録製造業者が、インストレーション工事を請負う場合のサービス税の取扱い＞

- 物品供給およびインストレーション工事(役務)の価額を分離して記載した契約の場合：
  - a) サービス税はインストレーション工事にのみ課されます
  - b) 商品の供給にはサービス税がかかりません
- 物品供給およびインストレーション工事(役務)の価額を分離して記載していない契約の場合：
  - a) サービス提供者が売上税登録製造業者である場合、インストレーション工事は供給された商品の価値の一部として扱われます。したがって、売上税は契約金額全体に課されます。
  - b) サービス提供者が売上税登録製造業者でない場合、供給された商品の価値はインストレーション工事の一部として扱われます。したがって、サービス税は契約金額全体に課されます。

加藤：続きは次回ご説明します。

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事 (出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12,  
Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning,  
40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯：+60-12-371-0369

日本人駐在員必見：

## インドネシアで知るべき個人所得税の ポイント（給与・賃貸・株式）

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

榮 颯馬氏

インドネシアで活動する日本人企業・駐在員にとって、個人所得税（Pajak Penghasilan Orang Pribadi、略 PPh OP）を正しく理解しておくことは、税務・会計上のリスク回避および節税設計において極めて重要です。本稿では、給与所得・不動産所得・投資益という三つの収入類型に絞って、インドネシア側の制度を整理しつつ、日本の会計・税務の視点も交えて解説します。

### インドネシアにおける個人所得税の概要

まず、インドネシアでは居住者・非居住者いずれも、その税務上の居住者要件（たとえば年間 183 日以上の滞在など）が適用され、居住者と判定されれば世界所得課税（世界的な所得が課税対象）となるケースがあります。

税率は累進課税方式で、最新の制度では年間課税所得に対して 5%~35%のレンジが一般的に示されています。

ただし、不動産賃貸や土地・建物売却、配当・株式の売却益など、別途「最終税（final tax）」または源泉徴収税が適用されるケースがあります。たとえば、土地・建物の賃貸に対しては 10%の最終税が適用されるという情報もあります。

日本の会計・税務観点から言えば、駐在員の給与・手当、海外収入の帰属・控除、そしてインドネシアでの源泉徴収・確定申告の有無など、双方の制度を踏まえた整理が必須です。

### 1. 給与所得（給与・賞与・手当）

インドネシア国内で勤務する個人（居住者と判定された場合）は、給与所得も PPh OP の課税対象となります。給与収入から社会保険料、控除などを差し引いた課税所得について累進税率が適用されます。

具体的には、年間課税所得が低めのレンジから 5%、その後 15%・25%・30%・35%と階段状に上がっていくと案内されています。

注意すべきは、駐在員が日本から支給される手当・海外収入を含めるかどうか、また日本側での給与所得控除・租税条約の適用／二重課税回避の観点です。例えば、日本の「海外勤務手当」や「帰任手当」がインドネシア課税対象となるかどうか、税務上の居住者判定や源泉税の取扱いを確認すべきです。

また、インドネシアでは給与源泉徴収（PPh21）という制度があり、会社が給与支払時に源泉を行っているケースが一般的です。

日本の会計基準では、給与関連の費用計上・源泉所得税の会計処理・外国税額控除の検討などが必要であり、インドネシアと日本の税務制度を連携させた処理設計が求められます。

### 2. 不動産所得（賃貸収入・土地建物売却）

次に、不動産所得の扱いです。インドネシアでは、土地・建物の賃貸収入に対し、源泉徴収あるいは最終税として 10%が課されるという規定があります。具体的には、「Sewa tanah dan/atau bangunan（土地及び／または建物の賃貸）」に対して PPh Pasal 4 Ayat 2 の 10%が課され、原則として貸主が源泉される事項です。

また、土地・建物の売却に関しても、個人が売却益を得た場合には特別な最終税率が適用されるケースがあります。例えば「土地・建物の売却」については5%の最終税という案内もあります。

このように、不動産所得は「賃貸」「売却」という性格によって課税方式・税率が異なるため、駐在員や現地法人日本人担当者にとっては、税務リスクとして重要です。特に、賃貸契約書の形式、源泉徴収の実務、売却時の税率・申告義務を把握しておくことが求められます。

日本の会計基準（日本基準またはIFRS）でも賃貸収益・売却益の認識・減価償却・譲渡益税の見込み・引当処理の必要性があるため、税務と会計を横串で設計する必要があります。

### 3. 投資益（株式売却・配当・キャピタルゲイン）

投資益についてもチェックが必要です。インドネシアの制度では、株式売却益や配当について、一般課税所得として累進税率の適用されるものと、別途「最終税」が適用されるものがあります。たとえば、同インドネシアでは、株式上市市場での売却益に対して0.1%の売却金額ベースの最終税という案内もあります。

加えて、租税条約・居住者判定・外国源泉所得の帰属・二重課税回避の適用など、駐在員が日本側と調整すべき論点があります。たとえば、日本株・インドネシア株・海外ファンドの利益がどの国で課税されるか、インドネシアに源泉があるかどうか、を確認する必要があります。

日本の税務処理としては、海外株式売却益は「譲渡所得」または「雑所得」として取扱い、外国税額控除や総合課税 vs 分離課税の選択が関係します。インドネシアで源泉税が課されていれば、その控除・申告漏れリスクもあります。

### 注意点・実務的な視点

- ・居住者判定：  
インドネシアで183日以上滞在するか否か、滞在目的・家族帯同等も判定要素となります。非居住者の場合、国内源泉所得のみ課税対象となる可能性があります。
- ・源泉徴収と確定申告：  
給与所得では会社による源泉徴収が一般的ですが、賃貸収入・投資益では自己申告・別途源泉徴収が混在します。賃貸契約では貸主が源泉徴収義務を負う場合があります。
- ・租税条約・二重課税回避：  
日本・インドネシア間には租税条約が存在し（Convention between Japan and the Republic of Indonesia for the Avoidance of Double Taxation 等）、適用条件・手続を確認すべきです。
- ・\*\*最終税（PPh Final）\*\*の理解：  
不動産賃貸・売却、株式売却等には、累進税率とは別の「最終税」として税率が定められており、これを見落とすと追加課税・延滞税のリスクがあります。
- ・為替変動・外貨収入：  
ドルで収益を得てインドネシア・ルピアに換算して課税されるなど、為替差損益・変換タイミングも注意です。
- ・日本側との連動処理：  
日本の会計・税務制度（たとえば、日本における駐在手当の課税、非居住者適用、外国税額控除、国外源泉所得の帰属）との整合性を事前に検討しておくことが重要です。

・申告期限・罰則：

インドネシアでは年次確定申告（SSP など支払、SPT Tahunan 提出）があり、申告・納付遅延には延滞税・加算税が適用されます。実務では現地会計税務パートナーとの連携が不可欠です。

### 日本会計・税務とのクロスチェック

日本の会計基準では、海外子会社や駐在員の給与・手当を取り扱う際に、税務上の扱い（給与・賞与・非課税手当）や外国子会社からの配当・転送価格・移転利益などの検討が必要です。インドネシアにおける個人所得税のリスクを日本側でも事前に把握しておけば、たとえば日本側で外国税額控除を想定して適切な証明を収集する、二重課税防止条約の適用を確認するなど、グローバル報酬・投資設計が円滑に行えます。

また、インドネシア側で給与費用を計上する際、その給与が駐在員用手当・住宅手当・帰国手当等で構成されている場合、インドネシア課税上の扱い（国内源泉か海外源泉か）・日本側課税かつ控除可否・日イン両国の関係を確認しておくことがベストプラクティスです。

### まとめ

インドネシアにおける個人所得税制度は、給与・不動産・投資益という収入類型ごとに税率・適用ルール・実務対応が異なっており、特に日本人駐在員・現地法人関係者には「どの収入がインドネシア課税対象か」「源泉徴収・最終税の対象か」「日本側との税務整合性はどうか」という観点での整理が不可欠です。

制度を正しく理解し、税務リスクの早期把握・実務フローの整備・日イン両国の税務調整体制構築を進めることが、安心してインドネシアでビジネス・生活を展開するための鍵となります。

### ◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：[so-sakae@bn-asia.com](mailto:so-sakae@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

## タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新税務アップデートについてお届けいたします。

### 宿泊費・飲食費最大2万バーツの所得控除

発表日：2025年10月21日（閣議決定）

施行予定期間：2025年10月29日～12月15日（48日間） ※官報未公示

タイ政府は2025年10月21日の閣議において、「国内観光促進のための税制措置」を承認しました。この施策は、観光・地域経済の活性化、観光関連サプライチェーンの支援、地域雇用・消費の拡大を目的としています。

#### ◆税制優遇の内容（個人所得税）

個人納税者は、国内旅行における宿泊費および飲食店利用費を、実際に支払った金額に基づき最大20,000バーツまで所得控除することができます。

控除対象：国内観光に関連する宿泊・飲食費 控除上限：20,000バーツ（実支払額ベース）

対象期間：2025年10月29日～12月15日

今回の延長により、企業は価格設定の安定性を維持できるほか、消費者も生活コストの急激な上昇を回避できる見通しです。また政府は今後も、経済指標と歳入状況を注視しながら、税制の見直しを慎重に進める方針を示している。VAT7%の延長は、タイ経済の持続的な回復を支える重要な政策として、今後も注目を集めることになりそうです。

| 項目        | 内容   |
|-----------|--|
| 対象者       | 個人（個人所得税納税者）<br>※法人格のない組合・共同体は対象外  |
| 対象期間      | 2025年10月29日～12月15日（48日間）   |
| 対象経費      | 1) ホテル法に基づく宿泊施設の宿泊費<br>2) タイ登録ホームステイ<br>3) その他合法的な宿泊施設<br>4) 飲食店での食事代        |
| 支払先条件     | VAT登録事業者への支払いに限る   |
| 必要書類      | 正式なタックスインボイス<br>(紙または電子 e-Tax Invoice)                                       |
| 控除上限      | 実支払額のうち最大20,000バーツまで   |
| インボイス利用区分 | 最初の10,000 THB：紙 or 電子いずれも可<br>残り10,000 THB パーツ：<br>電子インボイス(e-Tax Invoice)のみ可 |

#### ※特別控除率（地域別）

##### 地方重点観光地（55県+15県の一部）

- ・ 宿泊費・飲食費の1.5倍相当額を控除可能
- ・ すべて e-Tax Invoice で支払った場合、最大30,000バーツまで控除可

##### その他の地域

- ・ 宿泊費・飲食費の1倍相当額を控除可能
- ・ すべて e-Tax Invoice で支払った場合、最大20,000バーツまで控除可

※詳細な条件・手続きは、後日発表予定の歳入局長告示に基づく。

**国内研修・セミナー開催企業向けの法人税優遇措置を承認 ～地方観光地での実施は実費の2倍まで損金算入～**

発表日：2025年10月21日（閣議決定）

施行予定期間：2025年10月29日～12月15日

※官報掲載前

タイ内閣は2025年10月21日の閣議において、「国内観光促進を目的とした法人税優遇措置（国内研修・セミナー開催支援）」に関する歳入法上の政令案および歳入局長告示案を承認しました。

この制度は、企業による国内研修・セミナー実施を通じた観光・経済活性化を目的としており、地域の観光関連産業や雇用の促進、国内消費の拡大を狙いとしています。

| 項目   | 内容  |
|------|---|
| 対象企業 | タイ国内の法人（株式会社・有限責任組合）  |
| 実施期間 | 2025年10月29日～12月15日  |
| 対象地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方観光地（55県+15県の一部）</li> <li>主要観光地 バンコク、プーケットなど</li> </ul>   |
| 対象経費 | 1) セミナー会場費<br>2) 宿泊費<br>3) 交通費<br>4) その他付随経費<br>5) 登録旅行者へのサービス費用  |
| 支払条件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>VAT登録事業者への支払い</li> <li>正式な電子インボイス・電子レシート（e-Tax Invoice &amp; e-Receipt）の受領</li> <li>交通費のみ、非VAT登録事業者への支払可（ただしe-Receiptが必要）</li> </ul> |

| 実施地域        | 損金算入率<br>支出実額に対する倍率                 |
|-------------|-------------------------------------|
| 地方観光地       | 実際支出額の2倍                            |
| 主要観光地       | 実際支出額の1.5倍                          |
| 複数地域にまたがる場合 | 判別不能部分は1.5倍、判別可能部分は地域別に上記1)または2)を適用 |

**ホテル・宿泊施設改修費に対する法人税優遇措置を承認 - 支出額の2倍を損金算入可能。観光業回復を目的とした一時的税制措置 -**

閣議決定日：2025年10月21日 ※官報未公示

タイ内閣は2025年10月21日、「国内観光促進を目的とした経済刺激策」の一環として、ホテル・宿泊施設の改修費用に対する法人税優遇措置を承認しました。

この措置により、ホテル事業者は2025年10月29日から2026年3月31日までの間に支出した改修・増築・改善費用について、実際の支出額の2倍を損金算入（法人税計算上の費用）できるようになります。

政府の観光振興政策の一環として、観光客の信頼回復・受け入れ環境の整備を加速し、民間企業に対し、ホテル・宿泊施設・観光拠点の改修・改善投資を促す目的になります。

| 項目   | 内容  |
|------|---|
| 対象企業 | ホテル事業法（Hotel Act）に基づき正式に登録された会社または法人パートナーシップ  |
| 対象期間 | 2025年10月29日～2026年3月31日  |
| 対象費用 | ホテル事業に関する増築・改修・改善・拡張にかかる支出（単なる修繕・維持費は対象外）   |
| 対象資産 | (1) ホテル業に使用される恒久的建物（Permanent Building）<br>(2) 建物に恒久的に設置された内装・家具（Fixtures & Fittings） |

税制上の優遇内容

実際支出額の 2 倍（100% 上乗せ控除）

なお、増加分（追加控除分）は 20 会計年度にわたって均等償却することが求められます。

※詳細な条件・手続きは、後日発表予定の歳入局長告示に基づく。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

---

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>

## 香港のデジタル競争力

### 香港マイツビジネスコンサルティング

スイスの国際経営開発研究所/ International Institute for Management Development (IMD) が発表した、2025 年最新の「世界デジタル競争力ランキング」において、香港は 69 の経済圏中で第 4 位でした。香港は昨年より順位を 3 つ上げてのランクインです。評価は 3 要素から成り立っており、その内訳は「技術」が第 3 位、「知識」が第 5 位、「未来への備え」が第 10 位でした。サブ指標の「技術フレームワーク」「適応力」では世界 1 位、「人材」「研修と教育」では世界トップ 5 に入っています。ランキングをアジアトップ 10 では、1 位シンガポール（世界 3 位）、2 位香港（世界 4 位）、3 位台湾（世界 10 位）、4 位中国（世界 12 位）、5 位韓国（世界 15 位）、6 位日本（世界 30 位）、7 位マレーシア（世界 34 位）、8 位タイ（世界 38 位）、9 位インド（世界 50 位）、10 位インドネシア（世界 51 位）という結果でした。国際的に高評価を受けている香港のデジタル化について見てみましょう。

香港は、行政や金融のデジタル化を戦略的に進めています。デジタル政府、デジタル金融化など、複数の分野にまたがってデジタル化への取り組みが行われています。

デジタル政府の一環としては行政サービスのオンライン化を掲げ、香港政府はデジタル ID アプリ「iAM Smart」を提供しています。香港市民(11 歳以上の ID カード保持者)は、アプリ経由で認証・申請・署名などが行えるようになっています。公立病院のアプリ「HA Go」や電子税務申告の「e-Tax」を利用する際に、この「iAM Smart」を使用して本人確認ができます。今後も「iAM Smart」を中心にワンストップ化が強化される見込みです。

公立病院のアプリ「HA Go」は、香港の公立病院の混雑改善に役立っています。「HA Go」では診察の予約・確認はもちろん、医療費の支払い、処方薬の情報確認も行えます。介護者モードでは患者が服用している薬を家族が把握でき、リハビリプログラムではアプリを通じたリハビリも実施されています。公立病院は診察料の負担が少ない一方で、患者数が多く非常に混雑しているため、待ち時間が長くなるのが従来の常識でしたが、アプリの活用により待ち時間は平均 2 時間以内に改善されました。

「e-Tax」は以前からあったオンラインで税務申告ができる電子税務システムですが、今年 8 月より、さらに新たな税務ポータルが開設されました。

- ・ 個人向け(ITP)は、個人の税務申告提出、個人情報更新、税務状況の閲覧ができます。
- ・ 事業者向け(BTP)は、法人税等の申告提出、事業者の登録や変更もできます。
- ・ 税務代理人向け(TRP)は、税務申告書の提出、コンプライアンス追跡、複数のクライアントの業務を管理できるようになっています。

香港税務局は、多くの人が積極的に e-Tax を利用するよう推奨しています。

香港警察署からも有益なアプリが提供されています。香港では個人を狙った投資詐欺や、ロマンス詐欺、企業を狙った送金詐欺など、近年 SNS を利用した詐欺が多く、その手法は多様化しています。香港警察署による詐欺対策アプリ「Scameter+ (スキュメータープラス)」では不審な電話や E メールを、アプリを通じて識別できます。基本的な機能は 4 つあります。

1. 検索エンジン（電話番号や URL から詐欺要素があるか検索できる）
2. 通話アラート（着信元が詐欺の番号データベースと一致する場合、通知が出る）

3. ウェブサイト検知（ウェブサイト閲覧時、怪しいサイトであれば、通知が出る）」
  4. 公共インテリジェンス（アプリから怪しいサイトや電話番号を投稿することができ、その内容が分析・検証された上で、今後の新たなデータベースになる）」
- いずれもこれまで蓄積されたデータベースをもとに安全かどうか判断されるため、まだデータベースに無い新たな詐欺の場合もあるため、このアプリで安全と判断されたとしても、やはり個人レベルでの十分な注意が必要とのことです。

金融関係では11月3日、香港金融管理局(HKMA)が「Fintech 2030」戦略を発表しました。フィンテック(金融技術)の40以上の具体的な戦略を掲げ、HKMAは香港を世界有数のフィンテック拠点として位置付けることを目指しています。

主に4つの戦略柱(DART)が設定されています。

- ・ 第一の柱はD、Data & Payment Infrastructure (データ/決済インフラ)

次世代データ・決済インフラの開発、安全かつ拡張性の高いデータ共有の強化、越境決済・データ連携の強化。企業なら貿易による決済アクセスの向上、個人間では越境送金の簡易化などを目指します。

- ・ 第二の柱はA、Artificial Intelligence × Authorized Institutions Strategy (AI<sup>2</sup>戦略)

金融機関でのAI導入を包括的、かつ責任のある形で推進します。

- ・ 第三の柱はR、Resilience – Business, Technology and Quantum (回復力：事業・技術・量子)

金融セクターのサイバーセキュリティ・インフラ・技術的耐性を強化します。フィンテック特化のサイバー証明制度、新たな早期検知システム、ポス

ト量子暗号(PQC)や量子安全インフラを準備します。

- ・ 第四の柱はT、Tokenisation of Finance (金融のトークン化)

「実世界資産(Real-World Assets)」のトークン化を加速させます。政府債券のトークン発行、同時にe-HKD(香港デジタル香港ドル)やトークン化預金、規制付きステーブルコインなどを決済基盤に活用していきます。

香港のデジタル化戦略は今後さらに香港の魅力を高めるでしょう。

#### 香港マイツビジネスコンサルティング

##### 会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,  
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>

## 増値税繰越税額の還付政策が一段と改善 ～製造業ほかでは月次還付申請が可能となるなど、キャッシュフローの改善に寄与する可能性あり～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

日本の消費税に相当する増値税は、2026年1月1日より「増値税法」の施行を前に、昨今、各種の規定や同法実施条例（意見聴取稿）が公開されるなど、注視すべき状況にあります。今般、2025年8月には増値税の還付政策にかかる新規定（財政部・国家税務総局2025年第7号、及び同号規定の手続き・管理方法に係る関連事項を定めた国家税務総局公告2025年第20号、以下“両規定”と表記）が公布され、翌月の9月1日から施行されました。

両規定は、従来の増値税の仕入控除留保還付金額（以下“増値税繰越税額”と表記）に係る還付政策と比較して、全業種への拡大や、後述の“製造業等4業種”では、月次ベースで還付申請が可能となる等、本制度の活用により直接的な資金還流が見込め、キャッシュフローの改善に寄与し得ます。従い、本稿では両規定の概要や事例説明、留意事項を説明します。

### 1. 増値税繰越税額の還付政策にかかる新規定

中国の増値税は、過去は期末において売上増値税よりも仕入増値税の税額が上回ったとしても、（ゼロ税率を適用する輸出に対応する仕入増値税を除き）還付が認められず翌期に繰越していましたが、財政部・国家税務総局・税関総署公告2019年第39号等により制限付きながら、増値税繰越税額に対する還付政策が採られ、その後、財政部・国家税務総局公告2022年第14号<sup>ii</sup>等により、対象期間や対象企業が更に拡大されました<sup>iii</sup>。

今般、財政部・国家税務総局2025年第7号により全企業が対象となり、且つ、条件に合致すれば月次での還付申請が可能となり、同政策による資金繰りの改善が期待できます。但し、対象企業の分類ごとに当該繰越税額の適用条件や還付金額等が異なります。

尚、本施行に伴い旧政策（2019～2022年公告）の関連規定は廃止され、現行政策に一本化されます。両規定の概要は、以下の通りです。

▶ **対象企業及び分類**：対象企業及び分類は、以下及び下表の通りです。

- ① 製造業、科学研究・技術サービス業、ソフトウェア・情報技術サービス業、生態保護・環境管理業（以下“製造業等4業種”と表記）
- ② 不動産開発経営業
- ③ その他の全業種に分類されます。

（尚、対象業種は、該当業務により発生した増値税の課税売上高が、当該納税者の全増値税課税売上高の50%超か否かで判断し、還付申請前の連続12か月間の売上高（但し、申請前の経営期間が12か月に満たないものの3か月以上ある場合は、実際の営業期間における売上高）に基づいて算定します。）

|          | 税額還付申請が可能な条件 <sup>*1</sup>  |
|----------|---|
| 製造業等4業種  | 月次<br>（期末の増値税繰越税額の還付申請が可能）  |
| 不動産開発経営業 | 還付申請前に6ヵ月連続（四半期納税者は2四半期連続、以下同じ）で<br>新增の増値税繰越税額が0元超且つ<br>第6か月で50万元以上                   |
| その他の全業種  | 還付申請前に6か月間連続で期末の<br>増値税繰越税額が全て0元超、<br>且つ第6か月では前年12月末 <sup>*2</sup> 比の<br>新增の税額が50万元以上 |

| 還付可能な繰越税金  |   |
|--|---|
| 製造業等<br>4業種  | 当期期末の増値税繰越税額<br>×仕入税額構成比率*3×100%  |
| 不動産<br>開発<br>経營業   | (当月期末 - 2019年3月末) 増値税繰越税額<br>×仕入税額構成比率×60%                                |
| その他<br>の<br>全業種  | (当期期末-前年12月末*2) 増値税繰越税額<br>が1億円以下部分×仕入税額構成比率×60%<br>+1億円超過部分×仕入税額構成比率×30% |
| *1: 本政策の享受は、一般納税者が前提<br>*2: “前年12月末”とは、正確には“還付申請前の一納税所属期の前年度12月31日”を指す<br>*3: 仕入税額構成比率とは、以下の通り。<br>▶ 第1項及び第2項の仕入税額構成比率: 2019年4月から還付申請の直前の納税期間までに控除された、“7種類の増値税控除証憑”に記載された増値税額が、同期間に控除された全仕入税額に占める割合<br>(7種類の増値税控除証憑とは、増値税専用発票、税関輸入増値税専用納付書、納税証明書、自動車販売統一発票、有料道路通行料の増値税電子普通発票、電子発票(航空電子チケット行程表)、電子発票(鉄道電子チケット)を指す。)<br>▶ 第3項の仕入税額構成比率: 還付申請の直前の納税期間の当年1月から申請前の納税期間までに控除された“7種類の増値税控除証憑”に記載された増値税額が、同期間に控除された全仕入税額に占める割合 |   |

上記②と③は非常に分かり難い為、③のケースを以下(紫枠組み内)の具体例にて説明しますiv。

**事例説明:** 某納税者は、2025年10月に2025年9月課税期間分の増値税申告を完了後、(上記③)“その他”の納税者として期末の増値税繰越税額の還付申請を行った。

申請前の連続6か月(2025年4月~9月課税期間)における期末の増値税繰越税額は、それぞれ以下の通り:

⇒【4月:10万円、5月:40万円、6月:50万円、7月:25万円、8月:50万円、9月:80万円】

⇒2024年12月31日(申請前直近の課税期間の前年末時点)の期末増値税繰越税額は20万円

上記に基づき、本政策の要件を充足するか否かを確認する:

- ▶ 申請前の連続6か月間において、各月の期末の増値税繰越税額が全て、ゼロを超えていること
- ▶ 第6か月(2025年9月)の期末の増値税繰越税額(80万円)が、2024年12月末の期末の増値税繰越税額(20万円)と比較して、60万円の増加となっており、政策上求められる「50万円以上の増加」に該当すること

従って、当該納税者は「申請前連続6か月間における期末の増値税繰越税額が全てゼロを超え、且つ第6か月の期末の増値税繰越税額が前年12月末の当該税額と比較して50万円以上増加」との還付申請要件を充足する。

▶ **本政策の適用要件:** 対象企業は(一般納税者に加えて)以下の全ての要件を満たす必要がありますが、当該要件は、財政部・国家税務総局公告2022年第14号等と同一です。

- ① 納税信用等級がAランクまたはBランクであること
- ② 還付申請前36ヵ月間に当該繰越税額還付や輸出還付での詐取、増値税専用発票の虚偽発行が無いこと
- ③ 還付申請前36ヵ月間に脱税による税務機関から2回以上の処罰が無いこと
- ④ 2019年4月1日より”即徴即退、先徴後返(退)政策”を享受していないこと(本公告の別途規定を除く)

▶ **免除控除還付方式と(商業貿易企業等の)**

**免税還付方式との関係:** 輸出貿易取引、或いはクロスボーダー役務や無形資産(Ex.ロイヤリティ)等の輸出取引では、まず免除控除還付方式を適用した上で、更に本公告が適用される(仕入税額が上回る)状況に合致すれば、本政策の活用が可能です。また、(商業貿易企業等の)免税還付方式を適用する場合には(“1対1”方式にて)対応する税負担が既に軽減されており、当該仕入税額は本政策の還付申請をしなければならない等、従来政策を踏襲しました。

➤ **即課税・即還付政策との排他性**：2019年4月1日以降に”即徴即退、先徴後返（退）政策”政策を適用した納税者は、既往の還付税額を一括で全額返還した場合、返還完了の翌月から、両規定に基づく、増値税繰越税額の還付申請が可能です。また、当該還付済税額的全額返還後に、当該繰越税額の還付若しくは”即徴即退、先徴後返（退）政策”のいずれかの方式を選択しますが、返還完了の翌月から起算して36か月間は、選択した方式での変更は不可です。

➤ **税務機関による審査・停止・終了及び還付後の調整処理**：税務機関は、“申告異常、虚偽発票、調査中、詐欺的手段による還付取得”等のリスク要因がある場合、当該還付申請の停止・終了が可能です。還付申請の受領日から起算して原則10営業日以内に審査を完了し（承認・拒否等）通知書を発行します。また、もし還付後に申告修正や誤適用が判明した場合、次回申告期までに当該税額還付金の返還が必要です。更に仕入税額控除の過大や虚偽申告等があった場合は税務機関が追徴、処分します。

（税込徴収管理法<sup>2</sup>に基づく処分となり、最も厳格では刑事罰の対象となり得る建付けです。）

## 2. 留意事項及びまとめ

まず本増値税の還付政策は対象企業範囲が全業種に拡大され、更に“製造業等4業種”では、月次での還付申請が可能となり資金繰りの改善に寄与し得ます。

但し、分類ごとに還付対象金額や計算方法が異なる為、日本本社も必要に応じて本政策の適用の可否や、導入に係る子会社支援が望ましいと考えます。

更に、前回（2022年）の政策拡大時には、増値税の還付後、税務調査が入る事例等も散見されました。現在は金税四期により、税務当局では従来よりも詳細な企業情報の補足が可能となっており、還付政策を享受するのであれば尚更、適切な税務対応が望まれます。

- i 原文 URL: [国家税务总局政策法规库](#)(财政部・国家稅務總局 2025 年第 7 号)/原文 URL: [国家税务总局政策法规库](#)(国家稅務總局公告 2025 年第 20 号)
- ii 原文 URL: [国家税务总局政策法规库](#)(财政部・国家稅務總局公告 2022 年第 14 号)
- iii 増値税に係る繰越税金の過去の経緯等は、JP マイツ通信【2022 年 4 月号】を参照のこと。マイツグループのニュースレターは以下の通り。  
URL: [ニュースレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)
- iv [关于《国家税务总局关于办理増値税期末留抵稅額退稅有关事项的公告》的解读](#)(原文)より抜粋
- v 原文 URL: [国家税务总局政策法规库](#)(稅收徵收管理法)

#### マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: [yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

## ベトナムのいまとみらい <第20回> ハノイ駐在者が語る！

### ～移動を制する配車アプリ徹底活用術～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

税理士 金森寿香

12月に入り、ハノイは乾季に入りました。

7月に着任した私ですが、ようやく夏の暑さから解放され、屋外での食事を楽しめるほどの快適な季節を満喫しています。

秋が短くなったといわれる日本に比べ、ベトナムでは過ごしやすい「秋」の季節が長いように感じています。

そして、日本で12月といえば、「年末」ですが、こちらのメインイベントは2月の旧正月のため、それほど「年末」感はありません。

そんな、日本との違いを楽しむ毎日を過ごしています。



この活気あふれるハノイでの移動には、アプリでの配車サービスが不可欠です

赴任当初、私は、Grab アプリを導入しました。このアプリの魅力は、なんととっても日本語で操作ができること。アプリでクルマかバイクを選択

し、出発地と目的地を入力すると、事前に料金が提示されます。この料金は、時間帯や天候、車両の運行状況などによって変動する仕組みなのですが、事前に提示されることから、安心して乗車できます。



|  |   |                             |
|--|---|-----------------------------|
|   | <b>セーバーカー</b><br>推定5分分離れています・👤4<br>4人乗り       | <b>94.000đ</b> ↓            |
|   | <b>スタンダードカー</b><br>推定6分分離れています・👤4<br>4人乗り (車) | <b>100.000đ</b>             |
|   | <b>6人乗り車</b><br>推定5分分離れています・👤6<br>車           | <b>110.000đ</b><br>125.000đ |
|  | <b>車プラス</b><br>General<br>会社に請求               | <b>111.000đ</b><br>オファー     |

ハノイ市内のクルマ移動は日本と比べ非常に安価です。近距離ならば3～5万ドン(約180円～300円)前後で利用可能。タクシーを使うハードルはかなり低いと言えます。

ちなみに日本人ならこの距離でタクシー使うと怒られるかも、と思う距離でも、ベトナム人の同僚たちは歩きたくないと言ってタクシーを使うことが多いです。ここは文化の違いなのでしょうね。

ドライバーを評価する仕組みがあるため、トラブルは少ないものの、車両が変わったと偽り、別の車両に乗車させようとする手口があります。

そのため、車両ナンバーや、ドライバーのスマホに自分の名前が表示されているかの確認は必須です。

ベトナムにおいて、配車アプリは、Grab と、Green SM (Xanh SM) の2強です。

Grab は東南アジアで最も使われている配車サービスです。一般の車両をタクシーとして利用する仕組みのため、配車予約すると様々なメーカーの車両が手配されます。

一方で、Green SM は、ベトナム発の配車アプリで、2023 年、正式にサービスが始まりました。ティファニーブルーを思わせる目立つ色の車両が特徴です。2023 年のサービス開始から急速にシェアを伸ばし、現在はベトナムのタクシー市場で 44.68% の市場シェアを維持し首位に立っていると言われています。



赴任当時は Grab 一択だった私ですが、最近は Green SM も使い始めました。

理由は、料金の安さではなく時間です。

雨の日のハノイの交通渋滞はひどく、配車アプリで車両が決定するまで 30 分、その車両が到着するまで 20 分かかることがあります。

大雨時には 1 時間以上タクシーがつかまらない時もあり、中には到着間近でキャンセルされることもあります。

そのため、私はアプリを駆使して、一番早くつかまった車に乗るようにしています。もちろん、キャンセルのしすぎには注意が必要です。

## ← オファー

🔍 ここにプロモーションコードまたはギフト...

 **20% off Transport with Busin...**

 **10% off Transport**

 **VND 10K off Transport**

 **Use GrabGifts**   
Have a gift code? Redeem and use i... >

短期の出張でお越しの際に配車タクシーを利用するのはなかなかハードルが高かもしれませんが、もし、ご利用する機会がありましたら、お得な割引を逃さないよう、配車の確定前に「プロモーション」または「オファーボタン」をポチッと押すこともお忘れなく！

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム

ハノイ

8Th FL, Vinafor BLD, 127 Lo Duc ST, Hai Ba Trung

Ward, Hanoi City, Vietnam

金森 寿香

Suga Kanamori

[kanamori-s@miraic.jp](mailto:kanamori-s@miraic.jp)

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容:

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。